

令和5年度秦野市障害福祉施設等物価高騰対応支援金支給実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、エネルギーや生鮮食品などの物価高騰の影響により、食材料費の高騰が続いていることから、その影響を受けている障害福祉サービス事業者の負担を軽減するため、秦野市障害福祉施設等物価高騰対応支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援金支給対象者)

第2条 支援金の支給対象者は、次の要件を満たすもの（以下「支給対象事業所」という。）を運営する事業者（以下「支給対象事業者」という。）とする。

- (1) 秦野市内に所在する障害者支援施設、自立訓練（生活訓練（宿泊型のみ））、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、短期入所（医療型を除く）（以下「入所系施設」という。）を運営していること。
- (2) 令和5年4月1日以前に神奈川県又は秦野市の指定を受けて、申請日時点で現に運営していること。
- (3) 事業者の事業計画上、令和6年3月31日までの間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。）をせず、運営を継続する予定であること。

2 前項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、食材料費の高騰を理由とした利用者負担額の引上げを行う事業者については、支援金の支給対象としない。ただし、申請日において、当該引上げの前の額まで利用者負担の額を引き下げ、既に徴収した差額を返金することとしている場合はこの限りでない。

(支援金額)

第3条 支援金の支給額は、秦野市内に所在する入所系施設の令和5年4月1日時点における定員1人当たり15,000円とする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者は、令和5年度秦野市障害福祉施設等物価高騰対応に係る支給申請書に次の書類を添えて、令和5年8月31日までに市長に提出すること。

(1) 振込先が確認できる預金通帳等の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、令和4年度支援金の支給を受け、令和5年度支援金も同じ振込先口座を指定するときは、振込先が確認できる預金通帳等の写しの提出を省略することができる。

(暴力団排除)

第5条 秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第8条の規定に基づき、第4条に規定する申請者が次の各号に該当する場合は、支援金支給の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 市長は、必要に応じ支援金の支給を申請した事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部に確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警本部に提供するときは、神奈川県警本部に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 市長は、支援金の支給を受けた事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の支給決定)

第6条 市長は、第4条の規定により支給申請書が提出されたときは、これを審査し、当該申請者に対し、支援金の支給決定をしたときは令和5年度秦野市障害福祉施設等物価高騰対応支援金支給決定通知書により、支援金を支給

しないと決定したときは、令和5年度秦野市障害福祉施設等物価高騰対応支援金不支給決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給決定をしたときは、支給対象事業者に対し速やかに支援金の支給を行うものとする。

(報告又は調査)

第7条 市長は、支援金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支給対象事業者に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(決定の取消し)

第8条 市長は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合
- (2) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件又はこの要領に基づき市長行った指示に違反した場合
- (3) その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合

(支援金の返還)

第9条 市長は、支援金の支給決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に關し既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(書類の整備等)

第10条 支援金の支給を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日（事業の休止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

2 支援金の支給を受けた事業者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継

する者がいない場合は市長）に当該証拠書類等を引き継がなければならぬ。

（届出事項）

第11条 支援金の支給を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 所在地・住所、氏名又は法人名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

（その他）

第12条 支援金の申請に当たっては、同一敷地、同一建物内でサービスを提供している場合であっても、それぞれ指定事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に基づく障害福祉サービス事業を行う事業所及び障害者支援施設）ごとに申請することができる。

2 その他、事業の実施に当たり、必要な事項は、別に定める。